

区民意見反映制度による意見および要望と区の考え方

考え方

- …既に記載があるもの
- …趣旨を基本計画(案)に反映させるもの
- △…趣旨について今後検討していくもの
- ※…その他

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
1	第1章 (仮称)こども発達支援センター 整備の背景	区民に少なからず発達障害がある子どもがいると思われるとの記述について、何事もニーズの把握が前提かと思われるので発達障害の子どもがどのくらいいるのかの調査をして欲しい。	※ 発達障害については、保護者が障害についての十分な知識を持ち合わせていなかったり、障害をなかなか受容できない場合もあり、相談につながりにくく、全体の把握が難しいという特徴があります。調査は困難ですが、今後もニーズの把握に努めます。
2	第1章 (仮称)こども発達支援センター 整備の背景	センター整備の背景について、今までの福祉事業実績や検討会の場から、問題点を明確に抽出できているのか？できているのであれば、整理して示してもらいたい。 例えば、ネットワーク(関係団体・関係者・利用者・区の各部門等)間での利害や、利用者・保護者の不満や要求、中村橋福祉ケアセンター職員をはじめ、発達支援に関与している方々が抱えている問題点・疑問・不満等、これらを総合的に把握して、改めてビジョンとミッションを明確に示してもらいたい。	△ (仮称)こども発達支援センターは、従来未就学の身体障害児、知的障害児を中心に実施してきた心身障害者福祉センターの事業を、拡充して実施するものです。公募区民も含めた「あり方検討会」で現状の問題点を整理した報告をいただき、その結果を反映させる形で、基本計画(素案)を策定しました。 今後とも関係機関とのネットワークを構築していく中で、関係者の抱える課題を把握するとともに、課題の解決に努めていきます。
3	第2章 基本理念 関係機関の役割 1「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向	基本理念のところ、「支援機能を集中させるわけではない」ということであったが、それに対し連携して支えていくということも謳っており、その辺りがよくわからない。最大の支援者という言葉遣いも気がかりである。ワンストップの窓口で、権限と責任が一元化されていたらすぐに機能すると思うが、そういう考えではないということなのか？関係団体を束ねて調整・連携をし、なんとなく括るというようなイメージしか持たず、果たしてどのくらい機能するのか？と不安である。センターの所轄はいったいどこになり、どこが責任を持ち、どういった計画のもとで評価をしていくのかを教えて欲しい。	○ (仮称)こども発達支援センターは相談・療育機関であり、基本理念にある「支援機能」とは、医療相談、発達相談、療育等の機能を指しています。(仮称)こども発達支援センター以外にも、地域には様々な民間事業所があり、それぞれがその特性を活かしながら役割を担っていくことが大切だと考えます。 一元化された権限と責任により、民間も含めて指揮監督していくものではありません。 (仮称)こども発達支援センターの事業の評価については、利用者の意見をいただくと共に、区(福祉部)所管の施設なので、区の評価制度に基づき、行ないます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
4	第2章 基本理念 関係機関の役割 1「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向	「機能を集中しない」理由は何か？サービス品質の管理に一貫性がなく、漏れに対して対応が遅れることになるのではないかと？また、集中させない場合、全体の施策に対する責任部門はどの部分か？	○ 子どもの障害や特性は千差万別のため、一定の水準を維持した上で、様々な事業主体がそれぞれの特性を活かした支援を行なうことが大切だと考えます。なお、区の事業である、(仮称)こども発達支援センターについては、福祉部が責任部門となります。
5	第2章 基本理念 関係機関の役割 1「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向	各関係機関が何が調整できていないのかについて確認は取れているのか？	※ 現在の心身障害者福祉センターは、未就学児を中心に関係機関との連携を行っています。学齢児についての連携は、十分対応できていないのが現状です。(仮称)こども発達支援センターの対象年齢が18歳未満まで広がることにより、調整しなければならない関係機関も大幅に増えてきます。今後、関係機関のネットワークを構築していく中で、どのような調整が必要か確認しながら進めていきます。
6	第2章 基本理念 関係機関の役割 1「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向	何が問題で、何が解決されていないのかということが見えてこない。今後、しっかりと明確にしていきたい。また、ユーザーの希望(何に困っているのか)が反映されていないと思われる。関係団体の利害調整がメインで、設立本位のような気がする。	○ 公募区民も含めた「あり方検討会」からの報告を反映させる形で、基本計画(素案)を策定しました。基本計画(素案)1ページの「区における現状と課題」の中には、「あり方検討会」でも指摘された課題を記述してあります。 利用者の方々のご意見・ご要望については、日々の支援の場や懇談会等を活用することにより把握し、そのうえで事業に反映させていきます。
7	第2章 基本理念 関係機関の役割 1「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向	NPOの存在を認識されていないことが残念。連携の予定はないのだろうか？	※ 発達に心配のあるお子さんを支援することを目的として活動しているNPO法人の方々との連携は重要であると認識していますし、当然、連携をしていきます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
8	第2章 基本理念 関係機関の役割 1「発達に心配のある子ども」への支援のために区が目指す方向	センターに機能が集中していなければ、関係機関との連携・調整・管理ができないのではないか？できるのであれば、どのようにできるのかを示して欲しい。	○ (仮称)こども発達支援センターでは、相談のために来所した発達に心配のあるお子さんに対し、効果的な支援を実施するために、関係機関との連携・調整を行なう予定です。発達に心配のあるお子さんに対しては、地域にある様々な事業主体がそれぞれの特性を活かした支援を行うことが大切だと考えます。
9	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	早期発見・早期療育の観点でいくと、3歳健診を中心に考えているようであれば問題が多い。 障害の確定は、3歳くらいだが、何かしらの兆候が出るのは生後6カ月からで、1才半にはほとんどが確定できる。専門医(小児神経科医)の立場で言うと、この時点からの確な治療を行えば、かなりのお子さんたちが障害を治癒ないし軽減できる。少なくとも3歳前に治療・療育を開始することで、健常児との関わりが大きな利益を生むと思われる。そのためにも、保育園・幼稚園での療育体制の確保が求められる。	※ 発達障害は、身近な保護者が早いうちから兆候に気づいている場合があり、また、集団の中で気づかれる場合は、保育所・幼稚園で発見される傾向が高くなっています。早期の治療・療育開始のためには、これら関係者を対象に、発達障害について研修等で知識を深めていくことが大切です。同時に、治療・療育ができる機関と、保護者・保育所が連携していくための体制づくりが大切と考えます。 保育所に在園する児童の発達が気になった場合は、都立石神井特別支援学校のコーディネーターに当該児童を観察していただき、保育士の相談に応じていただいています。その結果、発達障害等が疑われる場合は、保育士が保護者に対し、療育機関への相談を案内しています。統合保育を前提にしているため、療育の実施は困難ですが、保育士の加配による対応を行っています。 区立幼稚園においては、全園で障害児の受け入れを行っています。今後も、巡回相談制度の利用を積極的に進め、さらに、学校生活支援員配置を検討します。また、私立幼稚園における心身障害児保育委託事業の拡充や巡回相談制度の活用を検討していきます。
10	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	発達障害を持つ方々が生活する現場(家庭、保育園、幼稚園、学童、学校、職場等)に、職員(専門職を含む)を派遣し、実際の場面での具体的なサポートをしていただきたい。困りごとは、センター内で生じるのではなく、支援すべき事態が生じている場の状況に応じた、現実的な支援がなされれば、よりよい結果が生まれると思う。当事者が生活する様々な場面で、具体的で専門的な支援が受けられるようにお願いしたい。	○ 基本計画(素案)2ページにあるように、区立保育所・学童クラブについては研修や専門職による巡回指導があり、区立幼稚園・学校については巡回相談や専門家チームによる支援を行なっています。(仮称)こども発達支援センターも、連携を図り、支援について協力して取り組んでいきたいと思えます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
11	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	早期発見のためのネットワークについて、「身体障害や知的障害は、早い時期に障害が発見され」とあるが、厚生労働省母子保健課の方針転換で、1歳半健診が大きく転換した現在、早期発見できなかった方々の問題が方々で話題になっている。よって、6ページの2つ目の囲みを「身体障害や知的障害は、出来るだけ早い時期に発見するシステムの改善を進め、こども発達支援センター、専門医師等の専門機関に繋ぎ…」と書き改め、問題があることを言外に示唆していただけるとありがたい。	「身体障害や知的障害は、乳幼児期の比較的早い時期に障害が発見される傾向があります。乳幼児健診等のできるだけ早い段階での発見に努め、(仮称)こども発達支援センター等の専門機関につなぎ、早期に療育等の支援を行います。」に記載を修正します。 <input type="checkbox"/>
12	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	6ページの3つ目の囲みの中の1つ目の文章を、次のようなことで検討してほしい。 身体障害や知的障害に比べ、発達障害に関しては、まだ、正しい知識が普及していないため、保健所・医療機関などで見逃されることが少なくないし、家庭や集団生活の場でも、早期発見は容易ではない。しかも、この場合には、早期発見して適切な援助をすることが、その後の症状改善に役立つことが知られてきた。この障害に関しては、保護者、教育者等の周囲の人々の適切な対応が必要。このためには、適切な情報提供が今後の重要な課題である。	ここでは、保護者の障害の受容・理解の促進につなげていくためには、保護者への情報提供が必要との趣旨で記載しています。 ※ また、各関係機関の連携、家族支援、地域支援については、計画の他の部分で記載しています。
13	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	6ページの3つ目の囲みの中の2つ目の文章を、次のようなことで検討してほしい。 保健相談所では、1歳半健診で、軽くても症状を持っている発達障害児を早く発見し、適切な対応を取れる専門家に紹介することが大切である。また、病気の重さやタイプによっては、遅れて症状の出る場合もあるので、その時期に応じて、適切な専門家に紹介することが必要である。	※ 保健相談所では、各健診で発達障害の早期発見に努めており、必要に応じて専門機関に紹介をしています。 ※ また、既存の事業である3歳児心理経過観察の対象年齢を、就学前まで拡大することにより、早期発見体制の強化に努めていきます。



番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
14	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	子育て家庭への支援や保育サービスを謳っているが、このことは現在何よりも重要であり、緊急を要する。虐待が日常的に横行していると思われるからである。虐待を早期発見し、幼児・子どもへの対応のあり方を構築してほしい。虐待を受け続けている子どもは、発達障害を持っていたり、虐待の影響で発達障害に似た症状を引き起こしていると予測され、基本計画の対象となる『発達に心配のある18歳未満の子ども』に十分該当する。障害を既にもっている子どもに限定することなく、虐待を受けている子どもも受け入れてしかるべきではないか。虐待を受けている子どもの早期発見・早期対応をお願いしたい。	練馬区では、児童虐待への第一義的対応は、子ども家庭支援センターが担っております。 子ども家庭支援センターでは、区民や関係機関からの通報を受けて、緊急性や重症度に応じた対応を図っております。生命の危険があるなど重症度がもっとも高い場合には、ただちに児童相談所への送致を行います。 ○ 健康や成長・発達に大きな影響が生じる場合や長期的に大きな影響を与える可能性がある場合には、地域関係機関とネットワークを構成して、連携による見守りや家庭への支援を行い、児童の健康と安全を守っていきます。 今後、子ども家庭支援センターと(仮称)こども発達支援センターの連携は重要であり、早期発見・早期対応に努めます。
15	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	保護者の支援が得られないけれど療育の必要のある子どもはいっぱいいる。支援を受けることに家庭の格差は反映されないような仕組みやシステムが考えられることを強く希望する。	障害についての知識が十分でない、障害の受容がなかなかできない、療育に対し消極的である等、保護者側の状況が子どもの相談・療育へ影響を及ぼす場合があります。保健相談所、保育所、幼稚園、学校、学童クラブ等関係機関による働きかけや、啓発事業等を行うことで、より多くの発達に心配のあるお子さんが支援につながるよう、取り組んでいきます。 ○
16	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	(仮称)障害児支援ネットワーク会議の最終意思決定権限は誰になるのか？	(仮称)障害児支援ネットワーク会議は、意思決定機関ではなく、意見調整の場です。個別ネットワーク会議については、区の指揮監督下でない機関も多く含まれるため、関係者の意見調整を行い、会議に基づき、それぞれの支援機関が意思決定を行うものです。 ○
17	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	区の関係部課や民間事業の関係機関が、こども発達支援センターを中心に連携をするということだが、具体的などのような連携を考えているのか？	民間事業所の利用を継続しながら、民間事業所では対応が困難な専門医の診察等については、必要に応じ(仮称)こども発達支援センターが担っていきます。また、関係機関の職員向けに、研修等も実施する予定です。 ○

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
18	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	途切れのないネットワークということだが、現在の問題点における程度と理由を具体的に開示していただきたい。また、分析された資料を開示してもらいたい。	○ 現在、心身障害者福祉センターでは、未就学児を中心に療育等の支援を行なっています。 今後、小・中・高校生に支援の対象を広げ、就学前から就学後まで、各段階での途切れのない支援を実現していきたいと考えます。その過程で発生した課題を把握し、その解決に努めていきます。
19	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	個別支援ネットワーク会議に諮るケースの中で、メンバーにDrが同席するようなケースの場合、一定程度のインターバルで会議を招集しないと、Drの同席は困難ではないか？早急にネットワーク会議開催が必要になった場合の対応はどう考えているか？	○ 個別ネットワーク会議は、特定の個人の課題について、関係機関が連携しなければならない場合に、必要に応じて必要なメンバーを招集して行なうもので、1回で終了する場合もあれば、継続的に行なう場合もあると考えます。ケースバイケースで、対応を考えていきます。
20	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	(仮称)障害児支援ネットワーク会議について、なぜフラットな会議体にならず、3層構造にしているのか？その理由とメリットを示していただきたい。	○ 個別ネットワーク会議は、特に支援が困難なケースを対象に、個々のお子さんの支援に関わっている関係者が、支援する上で必要な情報を持ち寄り、支援方針や具体的な支援内容について決めていく場であると考えています。 実務者会議は、個別ネットワークでの実例について、情報を共有化するとともに、支援内容の評価・分析を行い、今後の支援に活かしていく場だと考えています。 代表者会議は実務者会議での検討結果等を評価するとともにネットワーク会議全体のあり方等を検討する場であると考えています。 それぞれに果たす役割が異なっており、どの機能も必要と考えます。
21	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	関係機関、民間事業所という言い方も曖昧で、具体的にどのようなものを指しているかわからない。支援のためのネットワークというとき、親の会などは、「その他」に括られるのか？親の会の活動をしている当方は、疎外感を感じ残念に思う。	○ 親の会を始め、発達に心配のあるお子さんを支援することを目的として活動している団体の方々との連携は重要であると認識していますし、ネットワークの中でも重要な位置を占めるものと考えています。 様々な場面で皆様のご意見・ご要望を伺いながら、事業運営に取り組んでいきます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
22	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	在籍校・通級先とも連絡を取って欲しい。	○ 学校での様子や支援内容を把握することは、(仮称)こども発達支援センターでの支援にあたって重要なものであると認識しています。
23	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	「療育ファイル」の意義には大賛成である。ただし、情報の共有とはそれだけか？支援センターに集中される情報を利用者に開示する機能や、他の行政や福祉団体の活動状況を収集し、開示する機能は？	△ 療育ファイルは、個々のお子さんについての記録を保管するものです。行政情報や団体情報等は、関係者への提供も可能です。
24	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	重度の知的障害や医療的ケアの必要な利用者が、他の療育機関を卒業し、就学を見据えた支援を望んだ際には、年齢に応じた利用日数・給食提供・母子分離等も必要である。障害が重い程、複数の療育機関を利用するよりも、一つの決まった施設を利用したほうが、より療育効果があるケースもある。	○ (仮称)こども発達支援センターが、全ての支援サービスを一元的に提供していく予定はありません。限られたスペースを活用しながら、それぞれの子どもに対し、週1、2回の療育を実施する予定です。
25	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	平成22年4月より、小学校に入学した子どもがいる。非定型自閉症で通級に通う予定である。中村橋福祉ケアセンターにも通所していたが、療育は就学前までだったので、今回のこども発達支援センターの開設には期待をしている。中村橋福祉ケアセンターからのスムーズな引継ぎ(診断結果、受けてきた療育の内容、発育等)をお願いしたい。	○ 心身障害者福祉センターでの相談、療育に関する情報は、(仮称)こども発達支援センターに引き継いでいきます。
26	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	子どもにとって大切なのは、生活自立としての躰、学習するための支援、同級生等社会へのコミュニケーションのあしがかりだが、思春期から青年期には、経済自立への支援が必要である。また、就労後も支援があつてこそ、社会になじむのではないかとせつかく入社しても退職して、メンタル面を傷けられては社会的自立は難しい。社会に出てから支援の道を閉ざしてはならない。ジョブコーチも必要である。	○ 心身障害者福祉センターが未就学の子どもを中心に実施してきた事業を、18歳未満まで拡大して実施するために、今回(仮称)こども発達支援センターを整備することにしました。18歳以降の相談機能としては、障害者地域生活支援センターが、就労支援については障害者就労支援促進協会(レインボーク)が担っていきます。こうした取組みを通し、それぞれのライフステージに応じた支援を行なっていきます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
27	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	就学支援シートは、一例とみて良いか？重度重複の障害がある場合には、保護者は記入に困惑するのではないか？	○ 就学支援シートは、平成20年度の試行、21年度に本格実施をしましたが、試行後には支援シートの記入に携わった方々にアンケート調査を実施しました。本年度もアンケートを実施する予定ですので、アンケート結果、今回のご意見も含め、22年度の実施に際して、参考にさせていただきます。
28	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	就学支援シートの記入例は、一部に多少問題がある。発達障害の症例の欠点は、非常に多様で、その欠点の克服などに関しては、非常に複雑なため、多少訂正が必要。	□ 就学支援シートは、平成20年度の試行、21年度に本格実施をしましたが、試行後には支援シートの記入に携わった方々にアンケート調査を実施しました。本年度もアンケートを実施する予定ですので、アンケート結果、今回のご意見も含め、22年度の実施に際して、参考にさせていただきます。 なお記入例の、支援が必要と思われる内容や配慮事項などは全てのお子さんに当てはまるものではないことを、注意書きとして加えます。
29	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	個別の指導・支援計画の記入例も、細かい点で気になるところがある。今の段階で、区が出す計画素案の中では、このような具体案は省略された方が良いと思う。	□ 個別の指導・支援計画は、現在、区立の小中学校で使用しているものを、参考として掲載しました。あくまでも記入例であり、どのように活用していくかをわかりやすくするために示したものです。 なお、指導の手立てや支援内容などは、全てのお子さんに当てはまるものではないことを、注意書きとして加えます。
30	第2章 基本理念 関係機関の役割 2区全体としての「発達に心配のある子ども」を支える仕組み	学童クラブなど放課後の施設利用も、年齢による利用を弾力的にし、ニーズによって利用期間が延長できるなど個別の支援計画の策定に盛り込めるようなことは考えられないか？	※ 現在、練馬区立の学童クラブでは障害児の受け入れを2名まで行っています（区立民営学童クラブは3名まで）。通常は小学1年～3年までですが、障害児については6年まで受け入れています。



番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
31	第2章 基本理念 関係機関の役割 3区における「発達に心配のある子ども」を支える社会資源のイメージ	学齢期の療育については効率的に考えても支援センターだけで担当するのは限界がある。特別支援学級の弾力的利用を視野に入れることが必要だと思われる。施設の利用、人手の利用だけでも、支援学級が担うことによってきめ細やかで使い勝手の良いサービスが提供できると考えられる。	○ 現在、学齢期の特別な支援を必要とする児童・生徒の支援は、心身障害者福祉センター、教育相談室、学校巡回相談員、専門家チーム、特別支援学級等により支援をしていますが、今後はさらに、(仮称)こども発達支援センターが中核となり、各機関と連携した支援をしていきます。特別支援学級(情緒障害等通級指導学級)においては、現在も通常の学級に通学しながら、通常週1日特別支援学級に通級することとしています。今後も弾力的活用については研究していきます。
32	第2章 基本理念 関係機関の役割 3区における「発達に心配のある子ども」を支える社会資源のイメージ	特別支援教育を進める上で、すべての学校に特別支援教室を設置し、通級の負担をなくして利用しやすくすることと併せて、部活動感覚で、放課後の時間に学校生活支援員や、こころの相談員、SCなどを総動員して運用するという案は考えられないか。	△ 練馬区では、個々の教育的ニーズに応えるため、①固定学級(知的障害)②通級指導学級(情緒、言語、弱視、難聴)③校内委員会等の校内体制での取り組みで対応しています。しかし、近年の対象児童の増加に伴い、地域バランス、障害種別のバランス、通級指導学級への通級のしやすさを考慮しながら、平成26年度までに区立小中学校36校に知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を設置していきます。
33	第2章 基本理念 関係機関の役割 3区における「発達に心配のある子ども」を支える社会資源のイメージ	就学してからの教育、療育体制をどの様にしたら良いかのイメージが湧いてこない。発達障害は基本的にはコミュニケーション障害であるので、最良の治療は健常児の中でコミュニケーションスキルを育てることであると思うが、残念ながらそれを就学後担保する方法が見られない。発達障害に罹患した児は、この病気に一生関わらなければならない、専門家との関わりで、その苦悩を軽減される。それ故、18歳で切るのではなく、その人が死ぬまで関わる必要がある。	○ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒については、原則一週間に1日、それぞれの障害程度に応じて、通級指導学級で専門的な支援をしています。通級指導学級が集団生活や学習等の教育上の課題に対する支援を行うのに対し、(仮称)こども発達支援センターでは、発達を促すための療育を行い、学校との連携を図っていきます。今後は、学校と(仮称)こども発達支援センター等、各機関が連携することにより、成長段階に応じた一貫した支援をしていきます。 なお、18歳以降については、障害者地域生活支援センターが発達障害も含む全ての障害者の総合相談窓口となっており、対応していきます。また就労については、障害者就労支援促進協会(レインボーワーク)で相談を受け、必要な支援を行っています。こうした取組みを通し、それぞれのライフステージに応じた支援を行なっていきます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
34	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 1基本姿勢	<p>発達障害の子どもを持つ親の会で、多くの悩む母親を見てきた。近年増え続ける発達障害は、実際問題として私たちの身近なところに迫ってきている。これは、障害のある当事者だけの問題ではなく、社会全体の問題として受け止めていく必要がある。カナダやアメリカのように、早期発見・早期対応の充実、親へのカウンセリング、発達障害児への適切な対応法等の講座、子どもの一時預かり等を充実させる必要性が高い。アメリカでは、グレーゾーンの子どもたちを含め、スペクトラムの子どもたちは全て、療育を受けられる制度になっている。1～2歳までに発見し、できる限り早期に介入し、セラピーを重ねることで状態が改善され、半分程が問題なく普通学級に通えるほどになる。日本は、3歳までは診断を下さず、その後も様子を見る時間が長く、状態が悪化してしまう。大きな問題になってから、学校・病院からアドバイスを受けるが、そのころには本人もズタズタである。実際に診断されても、その後の支援や対策がないために、途方にくれ、抗鬱剤を飲んでいる母親の数の多さには驚く。温かい社会をつくるために、こども発達支援センターに期待している。よって、以下の3点を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 早期発見プログラムとより多くの専門家の導入</li> <li>2 早期療育の充実(作業療法、感覚統合セラピー、スピーチセラピー、行動療法、ソーシャルスキル、ビジョントレーニング、カウンセリング等)</li> <li>3 家族への支援(いつでもいける相談室、情報提供、カウンセリング、講座、一時預かり、専門家と学校の連携等)</li> </ol>	<p>○</p> <p>ご提案の趣旨も踏まえ、専門職の配置による早期発見、早期療育、家族支援のための取組みを進めていきます。</p>
35	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 1基本姿勢	<p>成長に伴い、新しい問題にぶつかることもあると思うので、相談窓口が広ければ広いほど助かる。</p>	<p>○</p> <p>相談機能の充実に努めるとともに、関係機関の紹介等も実施していきます。</p>

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
36	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 1基本姿勢	こども発達支援センターの基本姿勢は、「調整機能に特化する」のか？発達支援に関連する予算を一元化することで、初めて情報収集提供能力、各機関調整力、質的改善改革実行力が高まっていくのではないか？それでも、「機能を集中する体制作り」を目指さないのか？	○ (仮称)こども発達支援センターは、基本計画(素案)16ページにあるように、18歳未満のお子さんの医療相談、発達相談、療育、および家族支援、地域支援等を行なう機関として設置します。また、(仮称)こども発達支援センターが中心となり、発達に心配のあるお子さんを支援する関係機関が連携強化できるようにします。このように、様々な機関が連携し支援を行っていく、ネットワーク型支援体制を構築していきます。
37	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 2医療相談機能	医療相談機能について、発達障害に関する相談のみでなく、日常の病気や怪我に対する相談窓口も付加(紹介業務だけでも充分)してもらえないか？障害に対する知識を持ち備えた医療機関のリストアップがあり、治療に協力してくれる医師を紹介されるだけでも、保護者は力強いからである。	○ 障害に対する理解がある医療機関の情報提供等、日常生活に必要な情報提供を行うために、社会福祉相談を実施します。
38	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 2医療相談機能	療育・相談の希望者が大変な数となると思うが、どのくらいの規模で実施できるのか、実際にサービスを受けられる人がどのくらいの数字になるのか？	○ 基本計画(素案)の巻末資料38ページにあるように、将来的には年間5千人弱の相談申し込みがあることを想定しています。療育については、将来的には年間2千人程度の利用を見込んでいます。
39	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 2医療相談機能	ドクターや各スタッフの増員、外部機関との協力等、発達支援部門の強化をお願いしたい。	○ 必要なスタッフの確保や外部機関との連携に取り組みます。
40	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 3発達相談機能	グレーゾーンの子どもを含めると、発達障害児は大変な数が予想される。軽度であれば、不登校等の二次的な障害が出やすい。グレーゾーンの子どもの親には、早期支援が必要である。診断がなくても、サービスが受けられるよう、間口を広くしていただきたい。	○ グレーゾーンの子どもについては、現在の心身障害者福祉センター同様、確定診断がなくても利用できる、発達サポート広場事業を実施します。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
41	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 3発達相談機能	「不登校」「引きこもり」「いじめ」「ニート」といった現象から、発達支援のプログラムを考える必要がある。親に発達障害の認識がない場合にも、そのような相談にもものところと知っていたら、来所してもらい、発達障害の理解に繋がると効果的だと思う。よって、そのような問題に対する解決方法のノウハウの蓄積が必要である。	○ 「不登校」「いじめ」等の学校教育に関わる相談については、教育相談室を始めとする様々な相談機関が対応しておりますが、障害が疑われる場合は、(仮称)こども発達支援センターに適切につながるよう、日ごろから関係機関や相談窓口との情報交換や連携に取り組んでいきます。
42	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 3発達相談機能	総合的に子どもの発達支援センターが出来る計画があることを知り、とても心強く思っている。今年3月まで、区内の中学校のスクールカウンセラーを9年間させていただいていたが、その傍らで元中央大学教授天野清先生のご指導の下でLDの危険性のある幼児への指導に関わってきた。天野先生は、5歳児での指導が最も有効であるとのことで、現在、日野市の『こどばのいずみ教室』で指導されているが、私は、小学校に上がってからLD様の様相を示す児童への指導について要請を受け、その子に応じて指導できるため、大変有効であると感じている。ただ、指導する場がないため、困難している。センター内で指導の場を与えていただければ、療育の面で幅が広がるのではないかと考えているので、検討いただきたい。	○ 運営に当たっては、様々な専門知識を持った関係者の協力を得ることが重要だと認識しております。専門的な部分について、ご意見を伺いながら、療育内容や家庭および地域支援事業の詳細、協力体制について今後検討していく予定です。
43	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 4療育機能	こども発達支援センターの療育内容と民間のデイサービスとの整合性をどのように取るのか？ どこでどのサービスを受けることができるのか、ワンストップ・ショッピングを実現して欲しい。また、区立・民間に関わらず、適切な質と量のサービス(療育)を受けられる体制作りを望む。	○ お子さんの障害や性格は千差万別のため、民間も含めた関係機関が、それぞれの特性を活かした支援を行なうことが大切だと考えます。全体として一定の水準を確保するために、関係機関の職員向けに、研修や助言等の地域支援を検討します。
44	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 4療育機能	更新を妨げないでやっていくと、どんどん溜まっていつてしまうという状況があるので、そのあたりについても、考えていただきたい。	○ (仮称)こども発達支援センターでの療育等の支援が必要と認められる場合に、更新していただくものです。無制限に更新するものではありません。



番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
45	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 4療育機能	教育相談室では、不登校等とならんで、発達障害に関わる相談が増えている。子どもの行動観察や発達検査等により、発達の状況が判明しても、療育を進める支援機関が少なく、その面の支援ができるようになればありがたい。特に学齢期の児童の相談や支援の要請が増加しているので、それに応じていく仕組みづくりが今後も大切だと考える。	○ 18歳未満まで対象を広げ、相談、療育等を実施します。
46	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 4療育機能	総合学習にいちよう座の亀山先生指導のもと「リーダーズシアター」というものがあつた。これは声なき声を聞く、相手のジェスチャーや状況から言葉ではなく感情を読み取るといった訓練であつた。演劇やリーダーズシアターは大変発達障害児には効果があるので、ぜひワークショップという形でも実現してほしい。運よく練馬区は日大芸術学部が江古田あるので、ご協力を賜れないか？	△ ご提案の趣旨を踏まえ、療育や家族支援のプログラムを組んでいく中で、具体的な内容を検討していきます。
47	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 4療育機能	現在、息子が幼稚園の年中で、センターの療育を受けているが、こども発達支援センターが光が丘になった場合、そのまま続けて療育してもらえるのか？	○ 心身障害者福祉センターでの療育の記録を、(仮称)こども発達支援センターに引き継いで、継続して支援していきます。
48	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 4療育機能	今の療育は、週1回で1時間と短いですが、療育はプラスになっていくので、時間や曜日を増やしていただきたい。また、セミナーなども行ってほしい。	○ (仮称)こども発達支援センターでの療育事業の詳細については、今後検討していきます。また、家族支援の一環として、セミナーの開催も検討します。
49	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 4療育機能	センターに最も期待することは、「療育機能」である。なかなか親が手をかけて根気よく作業療法を行うことはできないため、通所による療育を希望する人が、最低でも週1～2回受けられるよう、定員枠を確保してほしい。	○ 段階的に定員を拡大し、実施していく予定です。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
50	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 4療育機能	療育コースが6ヶ月コースとあるが、これで改善されないこどもへの対応はどのように考えているのか？	○ 更新も可能です。個々のケースに合わせて判断していきます。
51	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 5家族支援機能	親の会では、子どもの自立を促すため、経済的なことに興味や実感を持たせるためのレクリエーションやスタンプラリー、会食会におけるマナーを教えた。会食会はバイキング、食べ放題ではないということを保護者および児童に学んでもらった(ペアトレーニングとして)そのような、経済観念や社会性を身につける場面もあるとよい。	△ ご提案の趣旨を踏まえ、療育や家族支援のプログラムを組んでいく中で、具体的な内容を検討していきます。
52	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 5家族支援機能	発達障害の子どもは興奮が収まりにくく、夜更かししやすい、眠りが浅いといった特徴がある。睡眠導入剤を服用することもあるが、子どもとのコミュニケーションをかねて乳幼児期や思春期以降の難しい年齢の子どもにマッサージをするのも効果があった。感覚過敏があるので、主にオイルトリートメントを実行してきた。最初から全身が難しい場合は、ハンドケアやヘッドスパ、リフレクソロジーなどから慣らしていくのもよいと思う。	△ ご提案の趣旨を踏まえ、療育や家族支援のプログラムを組んでいく中で、具体的な内容を検討していきます。
53	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 5家族支援機能	大切なのは、ほぼ24時間子どもを見る保護者のケア。母親のためのレクリエーションも大切な家族ケアである。私達の会ではフリマへの出品作品づくり、アロマ講座など開いた。ヘッドスパなど15～20分なので、母親も受けることができる。思春期に社会への攻撃性が高まったときに一番の被害者は母親になる。その母親が少しでもリラックスできる場であってほしい。	△ ご提案の趣旨を踏まえ、家族支援のプログラムを組んでいく中で、具体的な内容を検討していきます。
54	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 5家族支援機能	親はなかなか障害を認めません。本も読みません。父親講座なども開催されると家庭内が温和になるかもしれない。	△ ご提案の趣旨を踏まえ、家族支援のプログラムを組んでいく中で、具体的な内容を検討していきます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
55	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 5家族支援機能	地域性の問題だが、テレビ会議のようにし、各保健所等の区の施設の中に拠点を作り、講演会や父親講座等をなるべく地域の中で提供するという機会を与えて欲しい。兄弟がいると、なかなか出かけられないこともあるので、なるべく近いところに耳を傾ける機会があると、第一歩になると考える。	※ 講座、講演会については、(仮称)こども発達支援センターの中だけでなく、様々な地域での実施を検討していきます。また、参加することが難しい方に対しても、講座、講演会の内容を紹介できるような工夫をしていきます。
56	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 5家族支援機能	「家族への支援」の具体的なものが、母親との面談・相談を中心としたメンタルケアや負担感の軽減を目的としたものであるならば、あまり物理的な支援が得られるとは思えない。兄弟も居る場合、母親の負担が増えてしまう。	○ 家族支援機能については、メンタルケアだけでなく、グループ活動活性化のための講師派遣や資材の提供、資料の提供等も考えています。事業の詳細については、今後検討していきます。
57	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 6地域支援機能	地域支援機能の部分で、支援ツールの貸出や発達検査の道具・ツールの貸出や提供等を希望する。また、相談場所の確保や運動の場所の確保に困っているので、発達支援団体への運営上の支援機能も希望する。	※ 行政による支援の対象について整理した上で、必要な支援を検討していきます。
58	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 6地域支援機能	人材面について、専門知識をお持ちの方、やる気のある方、経験者をお願いしたい。	○ 運営については、専門的なノウハウを持つ外部機関の協力を得ながら、高い専門性を確保していきます。
59	第3章 (仮称)こども発達支援センターの機能 6地域支援機能	「地域の理解促進により、育てやすい環境づくり」ということだが、毎日作業所等を往復する毎日を送って欲しくない。地域の人達の中に入っていけるような生活を送ってもらいたい。そのためには、小さいときから地域に出て、理解を得て、障害者(児)ではなく障がい者(児)であることを知ってもらえればと思う。具体的に何をしたらいいかわからないが、地域の理解促進にも力を注いでいただければと思う。	△ 啓発のための情報提供だけでなく、地域の方むけのサポートブックや対応時に用いるカードの作成等、具体的な支援ツールについても検討し、地域の理解促進に力を注ぐ考えです。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
60	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 6地域支援機能	地域支援機能における「発達に心配のある子どもを支える人材の育成」とは、具体的にどのようなことか？また、何がどう変わることを期待しているのか？	※ 基本計画(素案)23ページに、一例として、関係機関職員に対する研修・講習会の実施、ボランティアスタッフの養成をお示しています。事業の詳細については、今後検討する予定ですが、発達に心配のあるお子さんを支える人材の能力を高めることは、重要だと考えます。
61	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 6地域支援機能	地域支援機能として、自主活動グループの職員対象の講習会という項目があり、期待しているのでよろしく願いたい。	△ 自主活動グループを始め、関係機関の職員のスキルを向上させ、区全体として発達に心配のあるお子さんへの支援体制を強化することは重要だと認識しています。具体的な研修の内容については、ご意見を伺いながら決めていきたいと考えています。
62	第3章 (仮称)こども発達支援センター の機能 7関係機関との連携・調整・情報 管理	学校との連携という話があったが、縦割り行政で終わることのないよう、福祉部が中心となっていると思うが、学校教育部とも連携して欲しい。検討委員会に学務課が入っているが、教育指導課との連携もしていただきたい。学校の中では、周りの子どもをカウンセラーにしたてないと難しい部分がある。子どもがよい状況でクラスの中で過ごすためには、色々な支援が必要である。子ども・保護者の理解も必要である。子どもの課題を、担任が子ども・保護者にどう説明していくか…個別の計画はあるものの、人的支援はない。発達に心配のある子どもによって、クラスの中が落ち着かない状況になるという場合は支援がつくが、その子ども自身には支援はない。巡回相談員も機能しているとはいえない。ぜひ、支援センターの中で、保護者の方がカミングアウトをしたり理解を求めよう場作りをしていただきたい。	○ (仮称)学校教育支援センター等、学校教育部との連携を図りながら、発達に心配のあるお子さんへの支援を進めていきます。



番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
63	第4章 施設整備	関町在住、中学生、幼稚園生と現在中村橋通園に通う3歳の障害児がおります。センターの光が丘移転は、光が丘と逆側に住む者には大変遠いです。要望は2つ…給食制とセンター内のショップです。ひとりっ子なら対応もできますが、他に兄弟のいる家庭にとっては幼稚園バスの送迎の時間やお弁当を作る時間、洗濯などの家事の時間などを考えると、行きも帰りも時間に追われ、車の事故を起こしそうなほど秒刻みの忙しさです。現在の中村橋でも朝5時半に起きて10時の開始にようやく間に合い、帰りは間に合わないの子どもは延長保育をお金をかけてお願いしています。支援センターでの食事を給食(形状をペースト、マッシュ食など選択できる)にさせていただくか、せめて、支援センター内にそういった食事、飲み物、おむつなどの消耗品や衛生用品などを購入できる病院などにあるようなお店があるとよいのに…と感じます。空いた施設を使うのは区はお金を使わずよいかもしれませんが、立地的に光が丘は練馬区の端すぎ、反対側の端にも同じように作ってほしいです。作れないならせめて給食や店などの対応がなければ、週何回も通うのは親が倒れるのは目に見えています。	△ 現在、関町地域での開設は計画していませんが、当該地域で事業を行なう民間も含めた関係機関と連携を図るとともに、講演会や研修会等を実施していく予定です。売店等については、研究課題とさせていただきます。
64	第4章 施設整備	発達障害児のための、学習室(スペース)を3ヶ所以上確保していただきたい。	※ 限られた面積の中で、多くの発達に心配のあるお子さんの相談、療育を受け入れなければならないため、スペースの確保は困難です。
65	第4章 施設整備	療育室60㎡×10室の設計予定は？ パーティション区切りにより、広い面積を必要とする療育も実施できるようにしてほしい。	※ 療育室に予定している大きさは60㎡であり、これは概ね1教室分の面積です。建物の構造上の問題から、教室の壁を活かした設計になるなどの制約があります。療育スペースについては、療育内容と併せて今後検討していきます。
66	第4章 施設整備	プールを残すことはできないか？オムツが取れない子どもは、区営のプールが使用できない制限がある。水泳教室等が夏季にあると嬉しい。	※ プールを維持するには、法定点検や安全・衛生面の基準を満たす必要があり、維持管理の経費もかかることから、廃止する予定です。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
67	第4章 施設整備	平成24年4月には、息子(精神障害者手帳所持)は小学5年生になるため、自宅からセンターまでの通所は1人でできると思うが、自宅地区での他の利用者を募り、送迎バスや通所補助員等の手配があると安心である。	※ 送迎バスは、バストップ方式を採用する等、運行方法を工夫することが必要と考えています。可能な限り利用者の方々の負担を軽減できるように取り組んでいきます。
68	第4章 施設整備	移転した場合、多くの障害児を療育することになると思うが、バスの本数を増やしていただけるのか？(光が丘までは時間がかかるため、通所が続けられるか心配なので、バスの利用を希望したい)	※ 送迎バスは、バストップ方式を採用する等、運行方法を工夫することが必要と考えています。可能な限り利用者の方々の負担を軽減できるように取り組んでいきます。
69	第4章 施設整備	来年度就学を迎える発達障害(自閉症)の療育で、センターを利用している。こども発達支援センターは、18歳までは対応する予定であるとのこと助かるが、困ることがある。通所が不便になるため、巡回送迎バス等の整備をして欲しい。また、現在のセンターのように支所や出張所のような施設を残して欲しい。	※ 送迎バスは、バストップ方式を採用する等、運行方法を工夫することが必要と考えています。可能な限り利用者の方々の負担を軽減できるように取り組んでいきます。 現在の心身障害者福祉センター施設では、現行の成人を対象とした事業に加え、新たに中途障害者を支援する事業を行う予定です。
70	第4章 施設整備	駐車場の完備をお願いしたい。	○ 可能な限り駐車場の確保に努めます。
71	第4章 施設整備	父親と子どものつながりを育むために、週末の施設開放を期待したい。イメージとしては、小学校の校庭開放の場等。	○ 旧校庭は、小学校時代の校庭開放の延長で、スポーツ等地域の団体のために解放されています。3階には、文化施設としての貸し出しスペースがあり、利用については、今後前向きに検討していきます。
72	第5章 管理運営	民間団体に任せることのできることは任せ、人材の確保に努めていただきたい(各部署への常勤職員の配置)。	○ 人材確保に努めます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
73	第5章 管理運営	管理運営に係る運営形態として、運営をどのように行うのかの記載がなかったが、現行どおり、区立区営でお願いしたい。子どもの発達をサポートする中核としてのセンター機能を果たすためには、区営で区が責任をもって運営していただきたい。	○ 基本計画(素案)にもあるとおり、学齢期の発達障害児の療育等、大きなウエイトを占める部分について、区内部にノウハウの蓄積がないことや、利用希望者の大幅増に対応可能な専門職が区内部には不足しているため、専門的なノウハウを持つ外部機関の協力が不可欠です。具体的な運営形態については、今後検討していきます。
74	第5章 管理運営	サービスの質・量とも、関わるスタッフの数・力量が問題になってくると思うが、どのような規模・人数を考えているのか？	○ 巻末資料38ページにあるように、将来的には年間5千人弱の相談申し込みがあることを想定しています。療育については、将来的に年間2千人程度の利用を見込んでいます。運営については、専門的なノウハウを持つ外部機関の協力を得ながら、高い専門性を確保していきます。
75	第5章 管理運営	(仮称)こども発達支援センターの運営費と中村橋福祉ケアセンターの運営費(発達障害に限定)の比較、区内の全ての関連機関・団体における、現在の発達障害支援にかかるコスト総額に対し、(仮称)こども発達支援センター設立後のコスト総額がどうなるのかを示していただきたい。	※ (仮称)こども発達支援センターでは、療育事業を、障害者自立支援法に基づいて、国・都・区の負担により実施し、区の財政負担を軽減します。利用者数の推計をもとに、心身障害者福祉センターの幼児部門の運営費と(仮称)こども発達支援センターの運営費とを比較した場合、規模が拡大する結果、運営費は増となりますが、上記のとおり、国および都の負担があることから、区の財政負担としては現在と同等となる見込みです。区内全ての機関および団体の運営費については、調査しておりません。
76	第5章 管理運営	重度の肢体不自由児・者を対象とした放課後保育・余暇活動を行っている。特に、放課後事業では、現在区民センターを主に利用し、職員が保育にあたっているが、場所が抽選のため必ず確保できるとは限らない。今後のこども発達支援センター内では、このような事業を支援して頂くため、部屋を貸して頂けたらありがたい。	○ 施設全体の計画の中で、発達に心配のあるお子さんに関わる団体や保護者のための活動室についても検討していきます。 なお、活動室を確保できた場合においても、利用希望者が相当数となることが想定されますので、定期・継続的な施設利用は困難と考えています。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
77	全体	<p>(仮称)子ども発達支援センターの整備・発足を大変喜び、期待している。</p> <p>教育相談室では、発達障害で適応上の困難を抱えている幼稚園・保育園・小・中・高の子どもと保護者の方々の相談もたくさん抱えている(H20年度では1313件の相談ケースのうち、発達の問題が主訴のケースは409件&lt;就学前14件、小学生246件、中学生112件、高校生35件、その他2件&gt;となっている)。これらのケースに対し、通常の個別面接や遊戯療法とは別に、保護者対象に「ペアレントトレーニング」、子どもを対象に「グループ活動」を3年前より実施しており、ニーズも年々高まっている。</p> <p>発達障害を持つために、学校・家庭生活で困難を抱え苦しんでいる児童生徒は、数が増えているにも関わらず、練馬区の対応(特に療育関係)は、不十分である。(仮称)子ども発達支援センターの設立と活動に非常に期待している。</p>	<p>(仮称)学校教育支援センター(教育相談室)との連携は、非常に重要だと考えています。</p> <p>今後、より効果的な支援を行うために、教育相談室を始めとする関係機関や保護者等の意見を参考にしながら、事業内容を検討していきます。</p> <p>○</p>
78	全体	<p>18歳までの発達障害児を対象にされている点、きめ細やかな支援計画はすばらしい。</p>	<p>○</p> <p>今後も関係者の意見を伺いながら、事業を具体化していきたいと思います。</p>
79	全体	<p>この案件は、心が通っていて資質的であって、どんどんよくなっていく。その中で、最も優れた子どもの発達を支援していく機能ということを目標にして取り組んでほしい。期待しているし、自分自身も参加する責任があると思っている。</p>	<p>△</p> <p>事業運営に当たっては、利用者や関係機関等の方々のご意見・ご要望を伺い、事業に反映していきます。</p>
80	全体	<p>「発達に心配のある子ども」の定義とは何か？</p> <p>区報には、「知的障害を伴わない発達に心配のある子ども」となっていた。親にとっては、どんな種類の遅れでも、「発達に心配のある子ども」になると思う。知的に障害のある子どもは、対象外なのか？</p>	<p>○</p> <p>従来から支援対象の身体障害、知的障害に加え、知的障害を伴わない発達に心配のあるお子さんも対象に含めるという意味です。知的に障害のあるお子さんへの支援は、従来どおり実施していきます。</p>



番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
81	全体	「18歳以下の学齢児」という表現に違和感がある。学齢児といった場合、義務教育の時期の子どもをイメージする。どこかで、中学生と高校生は支援対象としては重きをおかれていないように感じる。	<input type="checkbox"/> 誤解が起きないように、小学生、中学生および高校生に修正します。
82	全体	「子ども」という年齢制限があるのも残念。ハローワークとの連携や地域の受け入れ体制作り等青年期も支援が必要である。対象年齢の枠を広げる必要があるのではないか？	<input type="radio"/> 心身障害者福祉センターが未就学のお子さんを中心に実施してきた事業を、18歳未満まで拡大して実施するために、今回(仮称)こども発達支援センターを整備することにしました。18歳以降の相談機能としては、障害者地域生活支援センターが、就労支援については障害者就労支援促進協会(レインボーワーク)が担っていきます。こうした取組みを通し、それぞれのライフステージに応じた支援を行なっていきます。
83	全体	障害は治らないからこそ障害であり、一般的にも発達障害児・者と表記されることが増えてきているのに、「こども」と銘打っては、思春期や青年期の発達障害者の利用を狭めることになるのではないか？	<input type="radio"/> 心身障害者福祉センターが未就学の子どもを中心に実施してきた事業を、18歳未満まで拡大して実施するために、今回(仮称)こども発達支援センターを整備することにしました。18歳以降の相談機能としては、障害者地域生活支援センターが、就労支援については障害者就労支援促進協会(レインボーワーク)が担っていきます。こうした取組みを通し、それぞれのライフステージに応じた支援を行なっていきます。
84	全体	19歳以降も継続してサービスを受けられるシステムにしていきたい。発達障害は、18歳で解決するものではなく、生活のしづらさは、それ以降も課題を変えて続く。むしろ、年齢を増すごとに支援する場、過ごす場や家族の介護力の低下等、課題が増すように思う。本人・家族が18歳の壁を前に戸惑うことのないように、継続した支援をお願いしたい。	<input type="radio"/> 障害者地域生活支援センターが発達障害も含む全ての障害者の総合相談窓口となっており、18歳以上について対応しています。また就労については、障害者就労促進協会(レインボーワーク)で相談を受け、必要な支援を行っています。(仮称)こども発達支援センターは、18歳以降の次の段階に的確に情報をつなぎ、それぞれのライフステージに応じた支援が効果的に実施できるよう努めます。
85	全体	地域の民間支援機関には、どのようなことを望んでいるのか？	<input type="radio"/> 民間支援機関には、それぞれの特性を活かした支援を行なっていただくと共に、関係機関として、(仮称)こども発達支援センターとの連携をお願いする予定です。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
86	全体	「子の障害を認識していない親」と「子の障害を認識している親」との対応方法に区別が必要。認識があれば、積極的にセンターを利用したい方が多いため、認識していない親や学校への啓蒙に力を入れすぎると、認識している親への対応が不十分になるのではないかと不安である。認識している親の方に注力した方が、新しい年齢・センター設置の効果や社会的な評価も大きいと思う。	○ どちらも重要と考えます。障害についての知識が十分でない、障害の受容がなかなかできない、療育に対し消極的である等、相談につながりにくい事例については、保健相談所、保育所、幼稚園、学校、学童クラブ等、関係機関による働きかけや啓発事業等を行うことで、より多くの発達に心配のあるお子さんが支援につながるよう、努めます。
87	その他	開設時に、封書・電話等で連絡を頂けるのか？	※ 区報、ホームページ、ポスター等で周知を図っていきます。
88	その他	光が丘まで行くのに、石神井・関町地区からはだいぶ時間がかかると思うが、何か出張相談等お考えはあるか？	※ 現在、関町地域での開設は計画していませんが、当該地域で事業を行う民間も含めた関係機関と連携を図るとともに、講演会や研修会等を実施する予定です。
89	その他	私の子どもは中村橋の福祉センターに先ごろまで通わせていただいております。現時点におけるセンターでのご支援は非常に有難く感謝している。通わせていただいた事でいろいろな皆様からのご支援をいただき、子どもも若干遅れ気味ではありますが、順調に成長していると感じている。しかし、現段階で子どもの精神面で少し不安な問題を抱えており児童精神科医のカウンセリングを受けたいと思っていた。早急に本センターの設置をお願いできれば住民の1人としてありがたいと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。	○ 光が丘の学校跡施設を活用するため、開設は平成24年度を予定しています。それまでの期間は、心身障害者福祉センターで、学齢児の相談のために医師を増員し対応を図る等、少しでも相談を受けられるよう、体制を整えていきます。
90	その他	民間との連携ということについて、センターを中心に、子どもの適正な支援を考え、事業所には、補助金等も検討していただくと、よりよい環境になると思う。	※ 補助金については予定していませんが、区としてどのような支援が可能なのか、今後検討していきます。
91	その他	医療的ケアの必要な幼児の通園を継続して実施していただきたい。	○ 現在、心身障害者福祉センター幼児部門で実施している事業は、継続していく予定です。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
92	その他	18歳までを対象とするならば、薬物依存・睡眠障害等の課題が深刻になってくる。多動や夜間行動に対する見守りネットワークの構築に、警察機関との連携も必要。	○ 個別ネットワーク会議のメンバーに警察関係者が必要な場合があれば、参加を求めています。
93	その他	今回のこの「こども発達支援センター」設立にあたって、今年度からの療育有料化との関連はあるのか？	※ 心身障害者福祉センターの幼児事業が、法内事業に移行したことにより発生した自己負担分のことと思います。 事業実施にあたっては、出来る限り法内事業とし、国や都の負担を求めることで、区の財政負担の軽減を図り、事業の継続性を確保していきます。
94	その他	中村橋福祉ケアセンターの幼児部門の跡利用の方針をできるだけ早く示して欲しい。	※ 練馬区長期計画(平成22年度～26年度)の中で、高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした、相談・自立訓練等支援事業を実施することとしています。
95	その他	こども発達支援センターが出来るのは非常に結構なことなのだが、大人の発達障害者向けの支援センターは何故作らないのか？	○ 心身障害者福祉センターが未就学のお子さんを中心に実施してきた事業を、18歳未満まで拡大して実施するために、今回、(仮称)こども発達支援センターを整備いたします。現在も、障害者地域生活支援センターが、発達障害も含む全ての障害者の総合相談窓口となっており、18歳以上について対応しています。また就労については、障害者就労支援促進協会(レインボーワーク)で相談を受け、必要な支援を行っています。こうした取組みを通し、それぞれのライフステージに応じた支援を行なっています。
96	その他	早期発見・早期療育および成長段階に応じた一貫した支援を行う体制は、ある程度整いつつあるが、軽・中程度の知的障害を伴った発達障害の児童で通常学級に在籍している子どもへの支援体制がすっぽり抜け落ちている。支援が必要なのに、見合った支援機関がないこうした発達障害の児童に対して、何らかの療育機関の整備が早急に必要であると切実に思う。このような課題にも、一定の対応ができるよう、検討していただきたい。	○ 軽・中程度の知的障害を伴った発達障害の児童で通常学級に在籍しているおこさんについては、(仮称)こども発達支援センターが学校等と連携しながら、療育等の支援に取り組んでいきます。

番号	該当項目	意見および要望の内容	区の考え方
97	その他	卒業生の思い出を大切にしながら、生まれ変わった施設の活動を、卒業生にも理解・協力してもらえるようなセンターであって欲しい。構内立ち入りや同窓会会場として開放する等の運用もあってもよいのではないかな？	※ 利用者のプライバシー保護に支障のない範囲で、施設内の見学は可能です。なお、旧校庭は、小学校時代の校庭開放の延長で、スポーツ等地域の団体のために解放されています。また、3階には文化施設としての貸し部屋があり、利用については今後前向きに検討していきます。 ボランティアの募集なども検討中であり、卒業生を始めとする地域住民のご協力にも期待しています。
98	その他	希望いっぱいの基本計画・説明会をありがとうございます。現在、地域の発達障害児・者への理解を深めていく活動をしている。この4月からは、関町で、地域福祉課委託の相談・情報ひろば「ほのぼの館・関」の運営に携わり、大人の発達障害者の受け入れ、アルバイト等帰属できる場作りにも努めていく。戸惑う親子の一番の安らぎは、地域の共感と保育園や学校の理解だと思う。今回の基本計画に沿って、母子・親子の協力・支援にますます努めていきたい。	○ 関係機関と連携しながら、発達に心配のあるお子さんへの支援をより一層進めて行きたいと考えています。
99	その他	センター開設時には『職員』として携わっていきたいと思う。もし、職員として必要な資格等あればお教えいただきたい。本年度はなんとか発達障害支援員としてスタンダードを受講する予定。	※ 現段階では、職員の募集等の具体的な内容は未定です。開設準備が始まった段階で、お問合せいただければと思います。
100	その他	区報で、中村橋ケアセンターの専門職員募集をよく見かけるが、職員の就業に関する不満や雇用条件と労働負荷の関係に問題はないのか？	※ 現在、心身障害者福祉ケアセンターには、医師、心理士などの非常勤職員が32名おり、委嘱期間終了時に更新しない場合(本人の事情で退職する等)は、後任を公募しています。また、非常勤職員数の増があった時にも、募集を行っています。 雇用条件や労働負荷については、適正に対処しています。